

高所作業車運転技能講習のご案内

宮崎労働局登録番号第2号（登録有効期間 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> **建災防宮崎県支部** **検索**

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生法においては、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 開催日及び場所

開催日		開催場所
【1日目：学科】	【2日目：実技】	
平成30年 2月27日(火)	2月28日(水)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成30年 4月20日(金)	4月21日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成30年 5月25日(金)	5月26日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
平成30年 6月 8日(金)	6月 9日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成30年 7月20日(金)	7月21日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成30年 8月24日(金)	8月25日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
平成30年 9月13日(木)	9月14日(金)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成30年10月26日(金)	10月27日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成30年11月30日(金)	12月 1日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成31年 1月25日(金)	1月26日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
平成31年 2月 5日(火)	2月 6日(水)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●学科講習（午前8時30分開講～午後6時50分閉講）

講習科目	講習時間
運転に必要な一般的事項に関する知識 ※	2時間※
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5時間
関係法令	1時間
学科試験	(1時間)

(※ 免除(2)の方は、運転に必要な一般的事項に関する知識の2時間が免除されます。)

●実技講習（午前8時30分開講～午後4時30分閉講）

作業のための装置の操作	6時間
実 技 試 験	(1時間)

4 受講料及びテキスト代(税込)

講習の区分	免除(1) 学科8時間 実技6時間 } 14時間	39,650円 (受講料37,800円、テキスト代1,850円)
	免除(2) 学科6時間 実技6時間 } 12時間	37,490円 (受講料35,640円、テキスト代1,850円)

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（みずほ銀行 宮崎支店 普通預金1027184）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

受講の一部免除

講習の区分	受講の免除を受けることができる方	免除講習科目
免除 (1)	1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識
免除 (2)	移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識 ○運転に必要な一般的事項に関する知識

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費（委託費の75%～60%）及び賃金の一部（1人1日当たり7,600円～6,650円）が助成されます。受講の原則2か月前から1週間前までに労働局へ計画届等の書類を提出する必要があります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
(〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階 TEL: 0985-38-8824)